

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
金融機関が引き受け、自己で保有している私募債の保証に係る「支払承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理とした今回の会計処理統一の背景・必要性等を明示していただきたい。	現状、金融機関が引き受け、自己で保有している私募債(以下、「金融機関保証付私募債」という。)の「支払承諾」の決算時点での会計処理については、①「支払承諾」「支払承諾見返」を貸借対照表に計上する、②「支払承諾」「支払承諾見返」を相殺し、貸借対照表に計上しない、の2つが並存しているところと認識しております。しかしながら、①を採用する場合と②を採用する場合で総資産も異なることとなり、近年の金融機関保証付私募債の取扱規模の増大を背景として、この差異は大きなものとなっております。このため、会計処理の明確化、統一を図ることとしたものです。会計処理を統一するに当たっては、取引実態、信用リスクの所在等を踏まえ、②の方法で統一することとしたものです。
私募債を引き受け、保有している金融機関が、当該私募債の元本の償還及び利息の支払について保証を行っている場合、当該保証に係る「支払承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理とすることとした理由は何か？	
本件保証債務の残高を会計監査の対象である貸借対照表に注記することとした背景及び必要性を明示していただきたい。また、取引の重要性に鑑み、監督上の要請で必要とされるのであれば、本件のような世間に広く開示される注記としてではなく、例えばオフサイト・モニタリングや決算状況表のような当局宛報告の対象項目に含めることを検討いただきたい。	ご指摘のように、近年の金融機関保証付私募債の取扱規模の増大を背景として重要性が増していること、また、相殺することとした「支払承諾」「支払承諾見返」については、対象の私募債を譲渡した場合には、私募債発行期間の中途であっても貸借対照表に計上する必要が考えられること、これらを背景として、開示情報として注記する必要があると考えています。
信用保証協会保証付無担保社債(私募債)に係る保証債務の開示額は、金融機関の保証債務から信用保証協会の保証債務を減じた額となることを確認させていただきたい。	金融機関保証付私募債の保証債務を貸借対照表に計上しないこととしたことから当該保証債務の金額を注記することとしたものであり、信用保証協会保証付であるといにかかわらず、注記して開示する必要があります。現状、信用保証協会保証付私募債については、金融機関も当該私募債の保証債務を負っていると理解しています。
報告対象を明確にするため、当該記載上の注意に、「銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。」を追記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、以下の通り修正いたします。 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。 ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書きで記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。) ② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。 ③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。
営業所の状況における新設営業所の記載は、現行では[銀行の状況について記載する場合]のみに求められているが、「企業集団の状況について記載する場合」には必要とされていない。よって、現行の対応を継続するため、当該記載上の注意は削除していただきたい。	
冒頭部分において、現行の「第1(年月日から年月日まで)事業概況書」が、改正案では「第1(年月日から年月日まで)中間事業概況書」と修正されているが、「中間」は不要であると考えられる。	ご指摘の通り、修正いたします。
別紙様式の事業報告に係る表については、必要事項の記載があれば、適宜作成者において形式に工夫ができる旨を明記していただきたい。	事業報告作成にあたり、必要事項の記載があれば、適宜形式を工夫していただくことは差し支えありません。
「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額」について、告示第41条により、「25.0を乗じて得た額」ではなく、「12.5を乗じた額」と思われる。	ご指摘の通り、修正いたします。
今回の改正は、金融機関保証付私募債に係る貸借対照表への記載方法の変更であり、会計基準等に基づく当該私募債の評価を変更するものではないことを確認したい。	金融機関保証付私募債の「支払承諾」及び「支払承諾見返」に係る、貸借対照表上の会計処理を明確化したことに伴い、注記事項に当該保証額を追加する改正です。